

2021年8月4日

## 新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう特別取扱いについて（8/4 更新）

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、保険料払込猶予期間の延長、給付金・保険金に関するご案内について以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 保険料払込猶予期間の延長について

2021年8月政府による「緊急事態宣言」の対象地域※1にお住まいのお客さまを対象に以下の特別お取扱いを実施させていただきます。

※1 埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府

（今後、対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別取扱いの実施対象となります）

- ・ ご契約者さまからのお申し出により、保険料払込の猶予期間を最長6か月延長いたします。
- ・ 延長期間後も保障を継続するためには、猶予期間分の保険料全額を延長期間の満了までにお払込みいただく必要があります。
- ・ すでに保険料払込猶予期間延長をご利用中のご契約については、今回の追加の延長はご利用になれませんのでご了承ください。
- ・ ただし、ご利用中の猶予期間分の保険料が払込まれ、猶予期間延長が解消された後、改めてお申出いただいた場合は、本取扱いによる猶予期間延長も承ります。

### ● 現在特別取扱い中の地域・期間

対象地域	申出期間	延長期間
京都府・兵庫県	4月23日～10月31日	2021年10月31日
東京都	4月23日～7月11日	2021年10月31日
	7月12日～2022年1月31日	2022年1月31日
大阪府	4月23日～8月1日	2021年10月31日
	8月2日～2022年2月28日	2022年2月28日
愛知県・福岡県	5月11日～11月30日	2021年11月30日
北海道・岡山県・広島県	5月14日～11月30日	2021年11月30日
沖縄県	5月21日	2021年11月30日
埼玉県・千葉県・神奈川県	8月2日～2022年2月28日	2022年2月28日

## 2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

ご契約者さま等からのお申し出により、必要書類を一部省略する等、保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いをいたします。

なお、詳細につきましては以下の相談窓口にお問い合わせ下さい。

### <ご相談窓口>

みどり生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-566-322

\* 受付時間：(月～金) 9:00～17:00

祝日・年末年始を除きます